

年金受給者だより

N E N K I N J U K Y U S H A D A Y O R I

No.93

令和2年1月発行

主な掲載内容

- 源泉徴収票を送付しました(老齢・退職給付) 2～5
- 再就職している皆様へ 6～7
- 税制改正に伴う扶養親族等申告書の提出について 7
- こんなときにはご連絡ください 8

障害給付および遺族給付は、非課税のため源泉徴収票を発行していません。

年金受給者だよりのQ&Aは、
当組合ホームページをご覧ください。

<https://www.chikyosai.or.jp/>

地方職員共済組合

検索



地方職員共済組合

「令和1年分 公的年金等の源泉徴収票」の送付について

老齢・退職給付(老齢厚生年金、退職(共済)年金等)を受給されている方に、「令和1年分公的年金等の源泉徴収票」を送付します。

※障害給付(障害厚生年金、障害(共済)年金等)および遺族給付(遺族厚生年金、遺族(共済)年金等)は、非課税のため源泉徴収票を発行していません。

令和1年分 公的年金等の源泉徴収票														
支 受 け る 者	住所又は 居 所	102-0000 東京都 千代田区 〇〇〇 〇〇-〇〇												
	氏 名	フリガナ	ネンキン タロウ			年金証書記号番号	85940000000000							
		年金 太郎	生年月日	明	大	昭	平	年	月	日				
				*		24	12	5						
1	区 分	支 払 金 額			源 泉 徴 収 税 額									
所得税法第203条の3第1号適用分		円			円									
所得税法第203条の3第2号適用分		2			3									
所得税法第203条の3第3号適用分														
所得税法第203条の3第4号適用分														
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数		社会保険料の金額	
特 別 障 害 者	其 他 の 障 害 者	特 別 寡 婦	其 他 の 寡 婦	一 般	老 人	特 定	老 人	其 他	特 別	其 他				
4				5		6		7	8		9			
源泉控除対象配偶者		控 除 対 象 扶 養 親 族			16歳未満の扶養親族									
(フリガナ)	氏 名			10	(フリガナ)	氏 名			10	(フリガナ)	氏 名			
(摘要)	氏 名			11	(フリガナ)	氏 名			11	(フリガナ)	氏 名			
支 払 者	法 人 番 号	2700150001147												
	所 在 地	東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル												
	名 称	地方職員共済組合			電 話 番 号	03-3261-9846								

※源泉徴収票の表示区分については、3～4ページ「源泉徴収票の見方について」をご覧ください。

確定申告に必要な書類ですので、
大切に保管してください。

※万が一、紛失された場合は、給付課支給係(電話 03-3261-9846)にお問い合わせください。

確定申告の時期 令和2年2月17日(月)から令和2年3月16日(月)まで

※所得税の還付申告については、2月14日(金)以前でも税務署では受付を行います。

源泉徴収票の見方について

1 「区分」欄

所得税法第203条の3 第1号適用分	「扶養親族等申告書※」 を提出された方	所得税法第203条の3第2号適用分または第3号適用分 に記載されている方以外の方
所得税法第203条の3 第2号適用分		65歳以上で退職共済年金の支給を受けている方 65歳未満で繰上げ支給の退職共済年金の支給を受けて いる方
所得税法第203条の3 第3号適用分		当共済組合から支給する次の年金の支給を受けている方 老齢厚生年金・退職共済年金(経過的職域加算額)・退職 年金(年金払い退職給付)
所得税法第203条の3 第4号適用分	「扶養親族等申告書※」を提出されなかった方 (年間の支給額が課税対象額未満で、提出を要しない方を含みます。)	

※令和元年中(平成31年分)公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を指します。

2 「支払金額」欄

令和元年中(平成31年2月支給期から令和元年12月支給期まで)に支払われた年金(平成30年12月分
から令和元年11月分まで)の合計額(※)を記載

※所得税等や社会保険料が差引かれる前の金額

3 「源泉徴収税額」欄

令和元年中(平成31年2月支給期から令和元年12月支給期まで)に支払われた年金(平成30年12月分
から令和元年11月分まで)から源泉徴収された所得税額および復興特別所得税額の合計額を記載

4 「本人」欄

該当する場合に「*」を記載

5 「源泉控除対象配偶者の有無等」欄

■「一般」欄

源泉控除対象配偶者(老人控除対象配偶者を除きます。)がいる場合には「*」を記載

■「老人」欄

老人控除対象配偶者(源泉控除対象配偶者のうち、70歳以上の配偶者で令和元年中の所得の見積額が
38万円以下の方)がいる場合には「*」を記載

6 「控除対象扶養親族の数」欄

■「特定」欄

19歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合には「人数」を記載

■「老人」欄

70歳以上の扶養親族がいる場合には「人数」を記載

■「その他」欄

特定、老人以外の扶養親族がいる場合には「人数」を記載





7 「16歳未満の扶養親族の数」欄

該当する方の「人数」を記載

扶養控除の対象外であるが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用される。

8 「障害者の数」欄

■「特別」欄

線の右側には、生計を同じくする配偶者や扶養親族が特別障害者である場合の「人数」を、線の左側には、そのうち同居を常としている方の「人数」を記載

■「その他」欄

生計を同じくする配偶者や扶養親族が特別障害者以外の障害者である場合の「人数」を記載

9 「社会保険料の金額」欄

居住地の市区町村からの徴収依頼に基づき年金から控除された「介護保険料」および「後期高齢者医療保険料」(または、「国民健康保険料(国民健康保険税)」)の年間徴収額を記載

10 「源泉控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」および「16歳未満の扶養親族」欄

源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族および16歳未満の扶養親族の氏名を漢字で記載
(フリガナは記載していません。)

11 非居住者である場合には、「区分」欄に「○」を記載

確定申告を省略できる方

令和元年中の公的年金等の収入額が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年の所得税について確定申告書の提出を要せず、省略することができます。

※確定申告の省略により源泉徴収された所得税額が変わることはありません。
また、確定申告を省略した場合であっても、住民税の申告は必要となります。

ただし、確定申告により還付を受ける方は、確定申告が必要となります。

【主な例】

- 医療費、生命保険料、地震保険料等の控除による所得税の還付を受ける方
- 年金以外の収入がない方で、当組合に令和元年分の扶養親族等申告書を提出しておらず、源泉徴収が行われている方
- 令和元年分の扶養親族等申告書を提出された後、年の途中で扶養親族が増えた、新たに障害に該当した等の内容変更があった方

詳しくは、確定申告に関しては最寄りの税務署に、住民税の申告に関してはお住まいの市区町村にそれぞれお問い合わせください。

源泉徴収票



Q1

私の「源泉徴収票」は、「所得税法第203条の3」の「第1号適用分」と「第3号適用分」の両方に金額が記載されていますが、なぜですか
(生年月日が昭和28年12月2日～昭和29年10月1日の方が対象)。



A

「所得税法第203条の3第1号適用分」欄には、令和元年中に65歳を迎える前に退職共済年金としてお支払した分の金額を記載し、「所得税法第203条の3第3号適用分」欄には、65歳を迎えたことにより老齢厚生年金等としてお支払した分の金額を記載しています。

Q2

源泉徴収票に「社会保険料の金額」の欄がありますが、社会保険料とは、具体的に何ですか。



A

各支給期に、住所地の市区町村からの徴収依頼に基づき控除された「介護保険料」、「後期高齢者医療保険料」および「国民健康保険料」の年間徴収額を表示しています。内訳等について知りたい方は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

Q3

各支給期に、「個人住民税」が年金から控除されていますが、源泉徴収票に記載がありません。なぜですか？



A

源泉徴収票は、所得税法(国税)上の書類であるため、「個人住民税(地方税)」は記載されません。個人住民税は市区町村から送付される通知等でご確認ください。

税務署からのお知らせ

社会保険・税番号制度(マイナンバー制度)について

社会保険・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保険・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されました。

平成28年分以降の所得税及び復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、



マイナンバー(12桁)の記載



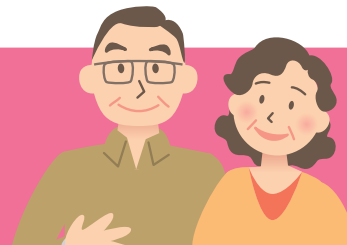
本人確認書類の提示 又は 写しの添付 が必要です。

〔本人確認書類の例〕 例1 マイナンバーカード
例2 通知カード(番号確認書類)+運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認書類)

(注)控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

詳しくは、国税庁ホームページ「社会保険・税番号制度<マイナンバー>」
(www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm)をご覧ください。

再就職している皆様へ



1

お勤めされている間の年金の停止
(在職支給停止)について

(1) お勤めの形態

お勤めの形態によっては、年金の一部または全部が停止されることがあります。

お勤めの形態

- ア お勤め先で厚生年金保険に加入 (70歳未満の方)
 イ 厚生年金保険70歳以上被用者 (70歳以上の方で厚生年金保険の適用事業所に使用される方)
 ウ 国会議員 地方議会議員

いずれかに該当

いずれにも該当せず

年金と賃金の合計額により在職支給停止の計算
(2) または (3) へ

停止なし

年金 (退職共済年金+老齢厚生年金)×1/12
職域年金相当部分(経過的職域加算額)、
経過的加算額(65歳以上)、加給年金額を除きます。

賃金 標準報酬月額+(直近1年間の標準賞与額×1/12)
直近1年間の標準賞与額は次項をご参照ください。

※ 70歳以上の方の場合には標準報酬月額に相当する額、標準賞与に相当する額となります。

(2) 65歳未満の方の在職支給停止の計算(1か月当たりの停止額)

年金と賃金の合計額が 28 万円を超えたら、年金の全部または一部が停止されます。

年金と賃金の合計額

28万円以下

停止なし

28万円超

賃金のみで
47万円超えるか

47万円以下

【停止額(月額)】

$$(\text{年金} + \text{賃金} - 28\text{万円}) \times 1/2$$

47万円超

【停止額(月額)】

$$(\text{年金} + 47\text{万円} - 28\text{万円}) \times 1/2 + (\text{賃金} - 47\text{万円})$$

(3) 65歳以上の方の在職支給停止の計算(1か月当たりの停止額)

年金と賃金の合計額が 47 万円を超えたら、年金の全部または一部が停止されます。

年金と賃金の合計額

47万円以下

停止なし

47万円超

【停止額(月額)】
 $(\text{年金} + \text{賃金} - 47\text{万円}) \times 1/2$

(注)停止額の計算を行った結果、報酬比例部分(厚生年金相当部分)
が全額停止となる場合、加給年金額も併せて全額停止されます。

2 直近1年間の標準賞与額について

(1) 標準賞与額

- ・名称を問わず、3か月を超える期間ごとに受けるもののことです。
- ・その月に支払われた賞与額の1,000円未満を切り捨て、上限は150万円です。

(2) 在職支給停止の計算に使用する直近1年間の「標準賞与額」の範囲

■ 標準賞与額の範囲(6月と12月に賞与が支給されたケース)

平成30年		平成31年				令和元年							令和2年		
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
		ア イ ウ													

支給期

※ 黄色が賞与支給月

「標準賞与額(令和2年2月支給期)」の範囲

令和2年2月支給期は、「令和元年12月分」と「令和2年1月分」の年金が支給されますが、在職支給停止の計算に使用する直近1年間の標準賞与額の範囲は、次のとおりとなります。

- ・令和元年12月分…
 の範囲(平成31年1月～令和元年12月の賞与が対象)
- ・令和2年1月分…
 の範囲(平成31年2月～令和2年1月の賞与が対象)

(3) 「標準賞与額」の仮計算

令和2年2月支給期において、日本年金機構等から令和元年12月の標準賞与額の情報提供が遅れている場合は、平成30年12月と令和元年6月の標準賞与額(の範囲)を仮に使用して在職支給停止を計算し、令和2年4月支給期以降に差額を調整します。

税制改正に伴う税率変更と扶養親族等申告書の提出について

「扶養親族等申告書」は所得税の課税対象となる方に、当組合からは毎年10月1日頃にお送りしています。

令和2年の税制改正に伴う変更点

【未提出の場合の取扱いの変更】

- 扶養親族等申告書が提出されない場合、これまでは一律7.6575%の税率で源泉徴収していましたが、今回の改正に伴い、年金の金額から公的年金等控除及び基礎控除後の金額に5.105%の税率で源泉徴収することとなりました。
- その結果、单身(扶養親族等がない)で、自身に障害や寡婦の控除を受けない方の場合は、提出の有無にかかわらず源泉徴収税額が同額となるため、扶養親族等申告書の提出の必要がなくなりました。

【各種控除や所得要件の変更】

- 給与所得控除額、公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げになりました。
- 基礎控除額が10万円引き上げられました。
- 控除対象となる扶養親族の所得要件も10万円引き上げられました。



下表の事由に該当した場合は、届出が必要となりますので担当部署までご連絡ください。ご連絡の際には、お手元に「年金証書記号番号」または「基礎年金番号」のわかるものをご用意ください。

届出が必要な事由	ワンストップサービス該当		担当部署 電話番号
	一元化前 共済年金	一元化後 厚生年金	
年金受給者が死亡したとき※	○	○	遺族・障害審査課 遺族第一係・第二係 03-3261-9847
遺族給付を受けていた方が婚姻等をしたとき※	×	○	
1級・2級の障害給付を受けていた方が婚姻をしたとき	×	×	遺族・障害審査課 障害審査係 03-3261-9849
障害程度が変更したとき 障害程度の再認定のために診断書を提出するとき	×	×	
公務員として再就職し、共済組合の組合員となったとき	×	×	老齢審査第一課 03-3261-9843 老齢審査第二課 03-3261-9844
離婚による年金分割の情報提供・年金分割を請求するとき	○	○	
国会議員または地方議会議員になったとき HP	○	○	給付課調査係 03-3261-9846
雇用保険法による基本手当等を受けたとき HP	×	○	
加給年金額対象者が65歳前に年金を受給することとなったとき (老齢基礎年金を除く) HP	×	○	
加給年金額対象者と離婚したときや死亡したとき等 HP	×	○	
扶養親族等に変更が生じたとき	×	×	
行方不明になったとき	×	○	給付課支給係 03-3261-9846
氏名を変更したとき HP	○	○	
年金受取金融機関を変更するとき	×	○	
源泉徴収票の再交付を希望するとき HP	×	○	
年金支給額の証明書を希望するとき HP	×	×	
住民票上の住所とは異なる住所へ書類送付を希望するとき HP	○	○	年金相談室 03-3261-9850
成年後見人等が選任されたとき または既に届出事項に変更が生じたとき	×	○	
年金証書、改定通知書、支払通知書の再交付を希望するとき HP	×	○	

HP は、当組合のホームページから届出様式がダウンロードできます。

ワンストップサービスとは？

被用者年金一元化後に受給権が発生した厚生年金に関する手続は、日本年金機構や共済組合のうち受給者が希望する1か所の窓口で行うことができます。これをワンストップサービスといいます。国民年金や一元化前にすでに受給権が発生している共済年金や厚生年金は、ワンストップサービスの対象外ですので、原則として共済組合や年金事務所に別々に届出が必要です。

※受給者がお亡くなりになったときや遺族給付を受けている方が婚姻等されたときは、すみやかに遺族・障害審査課（☎03-3261-9847）までご連絡ください。複数の年金を受給されている方は、それぞれの実施機関に連絡していただく必要がありますので、ご注意ください。